

必ずチェック最低賃金!! 使用者も労働者も!! 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されました。

時間額 705 円

※効力発生效年月日 平成 23 年 10 月 6 日

- ◆最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。
- ◆最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- ◆特定の産業「処理牛乳・乳飲料・乳製品・糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業・船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」で働く方には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

【お問い合わせ】

北海道労働局労働基準部 賃金課最低賃金係

Tel 011・709・2311（内線 3564）

北見労働基準監督署 Tel 0157・23・7406

「陸上自衛隊高等工科学校生徒」 採用試験のお知らせ

- 受付期間 平成 23 年 11 月 1 日～平成 24 年 1 月 6 日
- 試験期日 平成 24 年 1 月 14 日
- 試験会場 遠軽町福祉センター（予定）
- 応募資格 平成 24 年 4 月 1 日現在 15 歳以上 17 歳未満の男子で中学校卒業者（平成 24 年 3 月卒業見込みの方を含む。）
- 待遇 採用とともに「特別職国家公務員」（生徒）
※自衛官ではありません。
- 手当 生徒手当 94,900 円
期末手当 年 2 回（6 月・12 月）
- 休日休暇 週休 2 日制、祝日、年末年始休暇など

【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所

Tel 0158・42・6616

役場町民課住民活動係

Tel 2・1213

11 月は「労働保険」適用 促進強化月間です。

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか？労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進などを図ることを目的に、国が直接管理している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を 1 人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

【お問い合わせ】

北海道労働局総務部労働保険適用室

Tel 011・709・2311

又は、最寄の労働基準監督署・公共職業安定所まで

法人道民税・法人事業税の 申告はインターネットで!!

北海道では、地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税の申告を受けています。

利用できるのは、北海道に申告を行う納税者（税理士等代理人を含む）で、利用届出の手續をされている方です。

利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

北見道税事務所課税課事業税間税係

TEL 0157・25・8681

エルタックスホームページ

<http://www.eltax.jp/>

潜在看護師就労支援講習会 ～再就職への一歩～

遠軽厚生病院では、看護職の資格をお持ちで、ブランクがあり再就職に不安を抱いている方を対象とした就労支援講習会を開催します。再就職に向けて一歩踏み出してみませんか。

■日時 11 月 14 日～15 日
10 時～15 時

■場所 遠軽厚生病院

■講習内容

- 看護技術演習（採血、点滴管理、ポンプの使用、移動、吸引など）
 - 救急蘇生演習（AED の使用など）
 - 病棟見学・体験
- ※ 11 月 1 日までに電話でお申込みください。

【申込・お問い合わせ】

遠軽厚生病院看護管理室

Tel 0158・42・4101

北見児童相談所からのお知らせ 里親になりませんか！

里親とは様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する方のことを言います。こうした子どもたちにとって安心感、信頼感が持てる温かい家庭の中で生活できることは、適切な人間関係を築いたり、社会性を養ったり、将来の家庭生活のモデルにもなり、これからの成長や発達に大きな影響を与えるとされています。

里親は特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方がいるようですが、実際にはどこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。また、養子縁組するものというイメージもあるようですが、現在、里親の種類には、「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」の4種類があり、一般的な「養育里親」は養子縁組を前提としておらず、期間は数日、数週間、数ヶ月という短期の場合や、数年、十数年という長期となる場合など様々ですが、子どもの状況や里親さんの希望に応じて、その子どもに最もふさわしい里親さんに養育をお願いしています。

近年は、短期的な受け入れや緊急的な受け入れをお願いするケースが増えていますが、オホーツク管内では里親登録数が多い地域と少ない地域があるため、管内各地に里親さんが増えて行くことが望まれています。

是非、里親として登録され、家庭に恵まれない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

【お問い合わせ】

北見児童相談所 担当横堀 Tel 0157・24・3498
役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯のみなさんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

【交通遺児等育成資金貸付無利子】

□対象
自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学校卒業まで。

□貸付金額
1人につき最初一時金155,000円、以降月額20,000円、小・中学校入学時に入学支度金44,000円。

□返還方法
月賦又は半年賦併用による20年以内での均等払い。
返還猶予については、機構職員にご相談ください。

【重度後遺障害者介護料支給】

□対象
自動車事故により、脳、脊髄、又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。

□支給額
月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給。短期入院費用があれば別途支給。

□支給期月
支給月は、3・6・9・12月で3ヶ月分を一括支給。

【お問い合わせ】

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所
Tel 0166・40・0111

町営住宅の空家状況

9月16日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。入居申込など詳しくは、(建設課 Tel 2・1210)までご連絡ください。

■宮前団地 2階2LDK(1階)2戸
平成9年度建設 20,300円～
平成14年度建設 21,400円～

☆特定公共賃貸住宅

2階3LDK(2階)1戸 47,700円～

■西富団地 2階3LDK(1階)1戸
16,600円～

■栄団地※ 2階3LDK
(1階・2階 各1戸) 15,300円～

■若里団地※ 1階3DK 1戸
9,100円～

☆印の住宅の詳細は建設課までご連絡ください。※印は60歳未満でも単身入居可能な住宅です。

貸金業苦情相談専用フリーダイヤルのお知らせ

北海道では、フリーダイヤルを設置し、専門の相談員が貸金業者を利用している方からの苦情相談を受け付けています。

■相談電話 Tel 0120・1・78372

■受付日
毎週月・金曜日(祝祭日、12/29～1/3を除く)

■受付時間
10時～12時、13時～16時

■受付内容
貸金業に関する苦情の申し立て又は相談

また、その他の時間帯にも、次の番号で相談を受け付けています。(有料)

◆道庁 環境生活部消費者安全課
Tel 011・231・4111
(内線24-527)

北海道弁護士会連合会主催 「すずらん無料法律相談」

道内179市町村のうち、150の市町村では弁護士が定住しておらず、「弁護士不在地域」です。北海道弁護士会連合会では、弁護士不在地域における無料法律相談を全道一斉に実施します。

■日時 10月20日 13時～17時

■場所 佐呂間コミセン第1研修室

■佐呂間町の担当弁護士
荒永 毅 弁護士

(永井法律事務所・北見市)

※予約制(当日対応できる場合もありますので、お問い合わせください。)

■予約開始日 10月5日から

【予約・お問い合わせ】

役場総務課総務係 Tel 2・1211

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。 年末調整・確定申告までに大切に保管を!!

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。)

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(若しくは領収証書)を添付してください。なお、10月1日から12月31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

殺そ剤の空中散布実施のお知らせ (野ねずみ対応用)

造林木に食害を及ぼす野ねずみの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を下記のとおり実施します。ご理解とご協力をお願いします。

■散布実施日時

10月17日～11月7日のうち 1日間
散布時間は、概ね8時～16時まで行われます。
(天候により日程変更があります)

■散布区域

佐呂間町内の民有林内(町有林、私有林の一部)

■殺そ剤の種類

リン化亜鉛1%粒剤で、農薬取締法に登録済み

■散布面積及び散布量

面積 505.13 ha
散布量 1ha当(周辺を含む) 0.8kg 4,800粒

殺そ剤散布について、不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場経済課林務係 Tel 2・1200

佐呂間町森林組合 Tel 2・3606

年金受給者のみなさんへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう!!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

☆平成24年度「扶養控除等申告書」が送付される方
65歳未満⇒年金額が108万円以上
65歳以上⇒年金額が158万円以上

国立北海道障害者職業能力開発校 平成24年度入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生(訓練期間1年間又は2年間)を募集しています。詳しくは、当校又は最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

国立北海道障害者職業能力開発校

Tel 0125・52・2774

「強風災害フォーラム in 佐呂間」 が開催されます!!

若佐地区の竜巻発生から5年がたちました。竜巻や、強風について、皆さんに知っていただくことを目的として、一般社団法人日本風工学会主催による「強風災害フォーラム in 佐呂間」が次により開催されます。

■開催日時 11月7日 14時～

■開催会場 若佐コミュニティセンター

■主催 一般社団法人日本風工学会

■共催 佐呂間町、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所 ほか

■参加対象 地域住民ほか参加自由

■内容 突風被害の実態や強風被害対策など各分野から講師を迎え講演が行われます

※フォーラムは、当日若佐竜巻慰霊碑前で開催される竜巻慰霊祭に引き続き開催されます。

【お問い合わせ】

役場総務課総務係 Tel 2・1211

青年海外協力隊 シニア海外ボランティア 秋募集開始!!

独立行政法人国際協力機構では青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの平成23年度秋募集を開始します。

■秋募集受付 10月1日～11月7日

■「体験談・説明会」

○帯広開催 場所 JICA 帯広

シニア 10時～12時

青年 13時30分～15時30分

○北見開催 場所 オホーツク木のプラザ

シニア 10時30分～12時30分

青年 13時30分～15時30分

■内容 概要説明、OB・OGの体験談、個別応募相談

※入場無料、入退場自由、予約不要

【お問い合わせ】

募集広報請負会社 (株)新生帯広支社

Tel 0155・25・1248 (担当 赤江)



ゴミの出し方に注意!! ペットボトルはキャップを外して分別!! キャップは「その他プラスチック」へ!!

資源ごみについては、3町（佐呂間町、遠軽町、湧別町）のリサイクルセンターで処理していますが、佐呂間町からの資源ごみで、ペットボトルにキャップを付けたまま分別せずに出されているとの指摘を受けています。キャップが付いたままだと、選別作業に大変な時間が掛かってしまいますので、家庭ではもちろんのこと、職場や外出先などでゴミを出す際にも、決められた分別方法で資源ごみを出されるようご協力をお願いします。

※ラベルは外さずにそのまま出してください。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

平成24年成人式対象者の確認について

佐呂間町では、平成24年1月8日に成人式の開催を予定しています。つきましては、平成24年の成人式対象者を、各自治会を通して、取りまとめますので、ご協力をお願いします。

■成人式対象者

平成3年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた方。また、現在町内に居住していない（住民票が本町にない）が、本町での成人式に出席を希望する新成人がいる場合もご報告願います。

【お問い合わせ】

教育委員会社会教育課 Tel 2・1295

子ども手当が変わります!!

子ども手当は、10月から新しい法律により支給要件や金額の変更が行われました。10月から子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、中学3年生までのお子さんを持つ全ての方の申請が必要です。（公務員の方は勤務先へ申請してください）申請は平成24年3月31日までにすれば、10月分からの手当を受け取ることが出来ます。なお、これまで手当を受け取っていた方には、個別に申請書を送付します。

◎支給月額（平成23年10月分～平成24年3月分）

・0～3歳未満（一律） 15,000円

・3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円

・3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円

・中学生（一律） 10,000円

◎支払時期

10月分～1月分は平成24年2月に、2月・3月分は平成24年6月に支払われます。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

固定資産税についてのお知らせ

非木造家屋で、倉庫・工場・車庫用のもののうち、冷蔵庫用（保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫）に限り分類され、耐用年数が最長45年から26年に短縮され、平成24年度から適用されることになりました。その結果、評価替え時の減額幅が増し、固定資産税額が減額となります。なお、本改正は、平成23年度以前の固定資産税には適用されません。

■対象家屋

○倉庫業法に基づき国土交通大臣が行う登録を受けた冷蔵倉庫の保管温度帯におけるC1級～C3級（保管温度が常時-20℃未満～10℃以下）のもの。

○非木造家屋で、倉庫・工場・車庫用に建てられ、保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫。

※冷凍倉庫用は対応済み

■申請方法

非木造家屋で保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫であることを、平成23年12月28日までに役場企画財政課資産税係まで申請してください。

【お問い合わせ】

役場企画財政課資産税係

評価基準上の取り扱い			
	F1～F4 C1～C3		
改正前	<table border="1"> <tr> <td>冷凍倉庫</td> <td>一般倉庫</td> </tr> </table>	冷凍倉庫	一般倉庫
冷凍倉庫	一般倉庫		
	↓		
改正後	<table border="1"> <tr> <td>冷凍倉庫（-10℃以下）</td> <td>一般倉庫</td> </tr> </table>	冷凍倉庫（-10℃以下）	一般倉庫
冷凍倉庫（-10℃以下）	一般倉庫		

家庭や事業所でゴミの焼却ルール 守ってますか？

家庭や事業所などにおけるゴミの焼却（野外や簡易焼却炉での焼却）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部を除き禁止されています。また、平成13年の法改正により反社会的行為という位置付けが強化され、罰則が大幅に引き上げられています。ゴミの焼却は、ばいじん、煙、悪臭などが発生して、周辺に悪影響を与えるほか、有害なダイオキシン類の発生などにもつながります。近所迷惑となりますのでゴミの焼却はやめましょう。

◆例外的に焼却できるもの

- 国、地方公共団体の施設管理のための焼却
- 災害予防、復旧など（凍霜害防止のためのわらの焼却、災害時の木くずの焼却など）
- 風俗習慣、宗教上の行事（どんど焼きなど）
- 農林水産業を営むためやむを得ない場合（わら、伐採した枝の焼却など）
- 日常生活で行われる軽微なもの（焚き火、キャンプファイヤーの際の枯葉や木くずなど）

※廃タイヤ、廃プラスチックなど環境保全上支障を生じる焼却は例外とされない。

◆焼却炉で焼却する場合

- 焼却炉でゴミを焼却する場合は、構造基準を満たした設備でなければなりません。
 - 空気取入口、煙突先端部以外に焼却設備内と外気が接することなく800℃以上の状態で焼却できる。
 - 燃烧に必要な空気を供給するファン、温度計、助燃装置を備えている。
- ※ほかにも構造基準があり、その全ての構造基準を満たしている必要があります。
- 焼却方法は煙突の先端部から燃烧ガス、火炎、黒煙が排出されない、灰などが飛散しないようにすることとなっています。したがって、ドラム缶や簡易焼却炉などは焼却禁止の対象となります。

◆罰則

- ゴミ（廃棄物）の不法焼却禁止違反
5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

うっかり… ではすまされません自賠責!!

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成22年の事故発生件数は約72万件、死傷者数は89万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなりえる極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての自動車の保有に、自動車1台ごとに加入が義務付けられており、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割・重要性や、

保険金・共済金の支払の仕組みなどを十分に理解・認識することがとても必要です。

自賠責保険・共済の有効期限 は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられています。（自動車損害賠償保障法）自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください。

四輪車ももちろんですが、特に車検制度のない250cc以下のバイクは、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を!!
なお、自賠責制度の詳しい内容は、ホームページからご覧になれます。

【ホームページ】 <http://www.jiba.jp>

行政相談週間

行政相談制度について、皆さんに理解していただけるよう広報活動や、利用していただくために相談所設置などの行事を行い、行政の民主的運営を促進するために下記の期間で集中して行われます。

行政相談週間

■実施期間 10月17日～23日

特設相談所の開設

本町においても、行政相談週間の趣旨を踏まえ、次の

とおり特設相談所を開設します。

■日 時 10月17日 13時30分～16時

■場 所 佐呂間コミュニティセンター 第1研修室

※相談には、総務大臣から委嘱された民間ボランティアの行政相談委員が応じます。

佐呂間町行政相談委員

今井 經二 氏（宮前町 Tel 2・2083）

【お問い合わせ】

役場総務課総務係 Tel 2・1211

ヒグマに注意!!

ここ数年、町内でヒグマの目撃や足跡の発見などの出没情報が増えています。今年もきのこ採りなどで山林に入る人が増える時期になり、ヒグマとの遭遇事故が心配されます。町内の山林はヒグマの生息地です。最近では川西地区で、オス熊1頭が有害駆除されました。川西、大成、中園、栃木、共立、知来、仁倉、浜佐呂間各地区でヒグマを目撃したり、足跡や糞の発見情報が寄せられているほか、山林に隣接する畑ではビート、デントコーンの被害も発生しています。今年度は、どんぐりなどの木の実が不作と報道もされていますが、冬眠前のヒグマは、餌を求めて行動が活発になりますので、山林に入る場合や農作物の収穫作業には次のことに注意しましょう。

■ヒグマの出没情報を確認!!

山に入る前は役場や警察、地元の人に聞くなどヒグマの出没情報に気をつけましょう。また、単独で山に入らないようにしましょう。

■音を出しながら歩く!!

クマの聴覚、臭覚は人よりはるかに鋭く、音を出すこ

とでクマが警戒し近寄りづらくなります。

○しゃべりながら歩く ○鈴をつける

○時々大声で「人がいますよ」などと声をかける

■薄暗い時には山に入らない!!

ヒグマの行動が活発な、朝方や夕方の行動は大変危険です。山に入る時は明るい時間帯にしましょう。

■ヒグマの糞や足跡を見たらすぐにひきかえす!!

☆万一、ヒグマに出会ったら

大声をあげる、走って逃げる、石を投げるといった行動はヒグマを興奮させ大変危険です。ヒグマに出会ったときは、ヒグマから目を放さずにゆっくりと後退してください。ヒグマが向かってきたら、服や持ち物を置いて、ヒグマの気を引くのも効果的です。万一に備え、ナタなどを携行しましょう。

◆ヒグマを目撃したら・・・

役場経済課林務係 Tel 2・1200

若佐駐在所 Tel 2・8005

佐呂間駐在所 Tel 2・3004

浜佐呂間駐在所 Tel 6・2110

までご連絡ください。

個人事業税第2期の納期限は11月30日です!!

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

◆第一種事業 ⇒5%

(物品販売、不動産貸付業、飲食店業など)

◆第二種事業 ⇒4%

(畜産業、水産業など)

◆第三種事業

(医業、理・美容業、クリーニング業など ⇒5%)

(あん摩・はり・きゅう業など ⇒3%)

道税事務所から送付済みの納税通知書で、第1期(8月31日期限)と第2期(11月30日)の2回に分けて納めていただきます。第2期分は、11月30日までに納税してください。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替もご利用できます。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額納付となります。

【お問い合わせ】

北見道税事務所課税課事業税間税係

Tel 0157・25・8681

○ホームページ

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>

オホーツク総合振興局税務課ホームページ

<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/>

INFORMATION

忘れずに!!

10月は、
町道民税 第3期
国民健康保険税 第4期
介護保険料 第4期
後期高齢者保険料 第4期
の納期です。

▼啓生老人クラブへ
啓正 宇佐節子さん

富代町 富武士 葛西エツ子さん

宮前町 川瀧孝子さん

宮前町 名知春子さん

啓正 宇佐節子さん

若佐 佐藤政喜さん

永代町 吉野典孝さん

永代町 堀口千枝子さん

▼香典返しを廃して
■社会福祉協議会
ご寄付
ありがとうございます

セーフティロード ザロマ

毎月1日は佐呂間交通安全の日
15日は道民交通安全の日

オホーツク地域 交通事故連続発生

8月、9月にオホーツク地域で発生した交通事故は、
6件7名(前年比+4件5名)
9月20日現在

平成23年のオホーツク地域の交通死亡事故による死者数は、7月までは昨年と比較して大幅に減少したところですが、8月に入ってから残念ながら一転して増加傾向を示し、一か月半ほどの間に6件の交通死亡事故が発生し、7人の尊い命が犠牲となりました。

■8月以降の交通死亡事故の特徴

- ▽昼間に多発していること
- ▽正面衝突事故や出会い頭事故が多発していること
- ▽交通事故の当事者は、いずれも地元住民であること

これからの季節、秋の行楽シーズンを迎え交通量の増加による事故の発生や、日没の早まりとともに夕暮れ時や夜間の歩行中・自転車乗用中の事故も懸念されます。
交通事故防止は、何よりも一人ひとりが交通安全の意識を強く持ち、交通ルールを守り、正しいマナーを実践することが大切です。

特に次のことに注意してください。

■運転者の皆さん

- ▽スピードダウンを励行する
- ▽交差点では、安全確認を徹底する
- ▽長距離運転は、2時間ごとに休憩する

■歩行者・自転車利用者の皆さん

- ▽道路の横断は、横断歩道を利用し、左右の安全確認をする
- ▽夜間の外出は、明るい色の服装と夜行反射材を着用する
- ▽自転車は、確実な安全確認と、夜間はライトを点灯する

佐呂間町では、交通死亡事故の撲滅に向けて、関係機関・団体との連携により「交通事故ゼロ運動」の取り組みを進め、本年9月12日に交通死亡事故ゼロ『500日』を達成しました。今後とも運動の推進を図るため、住民の皆さんも家庭や地域、職場などで交通安全意識の高揚を図っていただき、交通事故防止に一層のご協力をお願いいたします。

■8月・9月のオホーツク地域の交通死亡事故

8月10日 12:45 湧別町 (75歳死亡)
普通乗用×大型貨物 交差点出会い頭事故

8月10日 12:50 北見市端野町 (83歳死亡)
普通乗用×歩行者 横断歩行者との衝突事故

8月30日 17:38 網走市 (18歳死亡)
普通乗用×大型貨物 対向はみ出し正面衝突事故

9月6日 13:35 湧別町 (67歳死亡)
普通乗用×普通乗用 対向はみ出し正面衝突事故

9月15日 23:00 北見市留辺蘂町 (19歳死亡)
軽四乗用単独 単独路外逸脱事故

9月18日 13:57 訓子府町 (79歳・75歳死亡)
普通乗用×大型貨物 交差点出会い頭事故

▼STOP ザ交通事故 死亡事故

絶対なくす

みんなの町

若佐小学校5年 青野ひかり

▼交通事故発生状況

(平成23年8月末)

発生 6件(±0件)

死亡 0人(-1人)

傷者 6人(±0人)

()内は前年比

発生件数は人身事故の件数

▼交通事故ゼロ運動

515日(9/27現在)



デイライト運動周年展開中
昼間点灯で交通事故減少の効果!
皆さんもぜひ参加してください。



すっかり秋らしくなりましたね。暖かい日中に比べ、朝夕の冷え込みが厳しくなる季節です。季節の変わり目は、体調を崩しがちです。くれぐれもご用心!!

行ってきました!! バス遠足

9月15日にバス2台に乗車し、道立オホーツク流水公園（紋別市）に行ってきました。普段、バスに乗る機会の少ない子どもたちは、バスの窓から外の景色を眺めたり、お母さんや周りのお友だちとお話をしながら、1時間あまりの乗車を楽しみました。流水公園では、室内で木製の三輪車に乗ったり、アスレチックに挑戦!! 外では滑り台やブランコ・ジャンプ山で思いっきり体を動かし、体もこころも一杯に満たされた1日でした。



楽しかったバス遠足

おしゃべりあいあいのお知らせ

2回目の『おしゃべりあいあい』は、【病気について】の情報交換です。病気の症状や受診の目安、病院の選び方について、みなさんと和気あいあいとお話しましょう。
◎日程 10月19日(水) 10時30分～11時30分
*申し込みの必要はありません。

*上記の活動は、《サロマガンキマイレージ》の対象です。各事業に参加される方は、ポイントカードをご持参ください。

*子育てに関する事業は、健康カレンダーに記載していますのでご確認ください。



消防自動車と♪



みんなで一緒に避難訓練!!

9月8日、保育所の子どもたちと一緒に避難訓練をしました。突然のサイレンの音に、驚いてしまう子どももいましたが、お母さんと一緒にグラウンドに避難することができました。避難後は、お母さんたちの消火作業や消防自動車の放水を見学し、無事に避難訓練を終えました。

お話あいあいのお知らせ

今回は、妊婦・0歳児保護者を対象に、町の管理栄養士から【離乳食について】のお話を聞きます。これから離乳食を始めるお母さん、離乳食で悩んでいるお母さん、相談もできますのでお気軽に参加してください。対象者には案内ハガキを送付します。

◎日程 10月12日(水) 10時30分～11時30分
*参加される方は7日までに申し込んでください。

11月の事業紹介

☆子育て自由相談日(11月7日)

助産師相談日です。お気軽にご利用ください。子育て自由相談日と合わせて、0・1歳児クラスの「あそびの広場」を行っています。

☆パパママたまご教室(11月9日)

妊婦・0歳児保護者を対象に【産前・産後のおっぱいケア】を行います。

☆あいあいらんど(11月16日)

2歳児以上が対象の調理実習です。みんなで調理実習や食育に関するゲームを楽しみましょう。

写真を掲示します

4月から9月までの「あいあいらんど」、「お話あいあい」、などで撮った写真を、10月24日から31日まで支援センターに掲示します。購入希望の方は、申込用紙に記入し佐々木写真館の申込んでください。